

平成 29 年度第 1 回豊岡市障害者自立支援協議会全体会議 会議録要旨

注) 会議録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。

発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

○日 時：平成 29 年 10 月 16 日(月) 13:30～15:30

○場 所：豊岡市役所 2階 大会議室

○出席者：出席委員 15 名

欠席委員 5 名

傍聴人 2 人

○会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告・協議事項

(1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について

① しごと部会

② こども部会

③ せいかつ部会

(2) 第 5 期豊岡市障害福祉計画策定に係る意見聴取について

(3) 相談支援グループの要綱への位置づけについて

4 その他

5 閉 会

1 開 会

【社会福祉課】

委員の出席状況ですが、出席委員 14 名、欠席委員 5 名です。お一人遅れてこられることをお聞きしております。豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱第 7 条第 3 項の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。

全体会議は、要綱第 7 条第 5 項の規定により、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、また必要な説明、資料を求めることができますとしております。本日は、豊岡市障害者自立支援協議会運営会議委員にご出席いただいております。

全体会議で協議、提案していただきました豊岡市の地域課題につきまして実務者レベルの運営会議にて協議を重ねていただきました。運営会議の詳細な活動につきましては、後ほど、報告いただくこととなっておりますので、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

今年度は障害福祉計画策定の時期となっており、計画を策定するにあたり全体会議委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

【社会福祉課】

会議に先立ちまして、委嘱状を交付させていただきます。

3 月に開催しました全体会議以降の人事異動により委員の交代がありました。豊岡公共職業安定所 高谷 要 様 に委嘱させていただきます。要綱第 5 条により、全体会議の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすることとなっておりますので、任期は平成 30 年 10 月 20 日までとなっております。

2 あいさつ

<会長あいさつ>

【社会福祉課】

会議は、原則公開会議とし、一般市民の傍聴を可能とさせていただいております。ただし、傍聴人による発言、録音、撮影は認めないものとさせていただいております。本日 2 名の傍聴人がございます。

会議録は、レコーダーで記録いたしますので、発言をしていただきます前に、必ずお名前を言っていただきますようお願いいたします。会議録は、お名前は伏せた上で、要録として市のホームページ等で公開をさせていただきます。

進行につきましては、豊岡市障害者自立支援協議会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づきま

して、会長に議長を努めていただきます。

3 報告・協議事項

(1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について

【議長】

(1) 豊岡市障害者自立支援協議会運営会議の報告について、自立支援協議会事務局から報告していただきます。

【自立支援協議会事務局】

運営会議と相談支援グループの報告をさせていただきます。

運営会議では昨年に引き続きまして、幅広い課題に対応できるよう、「しごと」、「こども」、「せいかつ」の3つの部会を編成し、どのように地域課題に取り組んでいくべきかを話し合っております。より具体的、かつ専門的に課題を協議していくため、せいかつ部会につきましては、さらに3つのプロジェクトチームを作り課題解決に向けて具体的な取り組みを行っております。各部会、プロジェクトチームの取り組みは、後ほど各部会、プロジェクトチーム代表から報告いたします。

運営会議では、昨年度からの引き続きの検討課題である、ヘルパー感謝祭、サービス管理責任者ネットワーク会議、障害者の移動に関する課題などについて、運営会議の中で検討することとしておりましたが、「第5期豊岡市障害福祉計画策定に係る意見」を検討することに重きを置いたため、下半期に検討します。

昨年度から引き続きの検討課題の中に、児童を対象とした福祉サービス事業所の受け皿不足という課題があります。今年度の運営会議の中で、こどもに関する課題になるためこども部会で検討いただくことになりました。

また、運営会議では豊岡市内の福祉事業所を対象とした研修を企画しております。開催時期は来年度の6月頃を予定しております。内容は検討中です。

次に、相談支援グループの報告です。市内のすべての相談支援事業所に参加いただき、地域課題の抽出を行うとともに、事業所間の連携を図り、利用者の方々に対してきめ細やかな支援ができるよう取り組みを行っております。昨年度までは、地域課題の抽出を行うだけにとどまらず、ヘルパー感謝祭やサービス管理責任者ネットワーク会議の企画・開催も行っておりましたが、今年度からは地域課題を抽出し、運営会議に報告することに力を注いでいくこととなりました。上半期の大きな成果は、移動支援に関する課題を抽出できたことです。下半期も課題を抽出し運営会議に伝えていきます。

前回の全体会議で、わが町の相談支援体制あるべき姿を検討し、今回の全体会議で報告を目指すとしておりましたが、検討中であるため今回の全体会議で報告はできません。次回の全体会議で報告ができるよう検討を重ねていきます。

各部会、プロジェクトチームの取り組み内容につきまして説明をいたします。

① しごと部会

＜資料１に沿って説明＞

【議長】

運営会議としごと部会の報告についてご質問はございませんか。

次の報告をお願いします。

② こども部会

＜資料１に沿って説明＞

【議長】

ご質問はございませんか。

次の報告をお願いします。

③ せいかつ部会・重度心身障害者（児）について検討するプロジェクトチーム

せいかつ部会・喀痰吸引について検討するプロジェクトチーム

せいかつ部会・住居について検討するプロジェクトチーム

＜資料１に沿って説明＞

【議長】

ご質問はございませんか。

【Ｊ委員】

喀痰吸引について検討するプロジェクトチームについては活発に活動いただいている。豊岡健康福祉事務所でも難病の方に対しての取り組みを行っており、目指す方向が同じである。６月にありました県の計画策定に関する調査では事業所が１カ所でしたが、現在進行形で手続きを進めていただいている、４カ所がプラスされ事業所として動いてくださっている。研修を受けていただいて、実地研修があり、特定の方のところで実際の手技をしていただいて初めて資格を取れる。平成２５年度にも但馬で取り組みを行ったがそのあとが続かなかった現状がある。

資格を取ったが実際の手技をするまでに至らなかった方が複数名ありました。今回は、研修を受けていただいた方には必ず実地研修を受けていただきたいと思います。このような状況の中で豊岡市で研修を行っていただくことを大変ありがたく思っています。今後、但馬全域で進めていくためには公立病院にもご協力いただくことになるかと思います。取り組みを進めていただき、但馬の中でも先進的に取り組んでいただいている、全域で広がっていけばと思います。成果が上がったということを付け加えさせていただきます。

【議長】

他に質問やご意見等ございましたらお願いします。

【副議長】

住居の件についてです。障害者差別解消法が施行され、その中の障害者の不当な差別的排除に該当する分野に住居問題があります。過去の自立支援協議会でも議論になったと思います。この法が施行されているということを不動産関係者にも理解していただくことが大事かと思えます。ただ、障害者差別解消法がありますから法に反しますということではなく、しっかりと法の趣旨を説明をしていく必要があると思います。法律に該当するかどうかの判断はとても難しいです。内閣府や県からも明確なガイドラインは出ていません。障害者差別解消法に違反しますということではなく、そうした社会的情勢があるということに関係者にご理解いただけたらと思います。

【議長】

他に質問やご意見等ございましたらお願いします。

次の事項に進みます。

(2) 第5期豊岡市障害者福祉計画に係る意見聴取について

【社会福祉課】

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき障害福祉サービスの見込みやその方策等を定めた「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の策定期間となっており、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会を設置し、次期計画の策定作業を進めております。

障害者総合支援法では、この計画を策定するにあたり、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされており、全体会議委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

事前に、自立支援協議会運営会議委員の皆様からご意見を頂戴し、事前資料として送付させていただきました。この意見を踏まえ、自立支援協議会としてのご意見を頂戴したいと思います。

第5期豊岡市障害福祉計画の策定方針について、説明をさせていただきます。

＜資料3について説明＞

【議長】

計画を策定するにあたっては自立支援協議会から意見を聞くように努めなければならないとなっておりますので、自立支援協議会で協議を行い、策定委員会へ意見を出すことにしたいと思います。

運営会議から意見の取りまとめについて説明をいただきたいと思います。運営会議代表より説明をお願いします。

【運営会議代表】

自立支援協議会全体会議で協議をしていただくにあたり、運営会議の中で「第5期豊岡市障害福祉計画策定に係る意見」（資料2）をまとめさせていただきました。これをたたき台に、自立支援協議会で協議していただければと思います。

計画策定にあたり国の基本指針（資料3）が出されており、成果目標として5つの柱があげられています。運営会議ではこの成果目標に沿って意見をまとめさせていただきました。各部会、プロジェクトチームの中で意見をまとめていただき、それを運営会議の中でさらに協議し意見（資料2）としてまとめさせていただきました。

＜資料2について説明＞

【議長】

運営会議としての意見について説明いただきましたが、この意見を案とし自立支援協議会で協議いただき、策定委員会に提出したいと思います。

ご意見等ございませんでしょうか。

【B委員】

（資料2）P.5「成果目標5：障害児支援の提供体制の整備等」の具体策に「専門職員の更なる充実を図り」とあり、言語聴覚士、作業療法士、視機能スタッフがあげられていますが、その理由はありますか。

【こども部会代表】

部会の中で、言語聴覚士、作業療法士、視機能スタッフという専門職員が少ないという意見があがりました。市内にもいらっしゃるが希望者に対して配置されている人数が少ないのではないかとこの声が部会メンバー、保護者からありましたので、意見としてあげさせていただきます。

【B委員】

視機能スタッフは、市内にはいらっしゃらないと思います。アメリカで養成研修があり、その研修を受けられた方が県内にはお二人いらっしゃいますが、市内にはおられません。視機能検査は療育センターでも実施しております。和田山特別支援学校でも実施されております。

視機能スタッフの説明の中で「視機能の問題により、読み・書き・運動・落ち着きのなさ・注意などで困難が生じている方々がいる」とあります。視機能の問題ということもありますが、身体の使い方や全体の空間認知の悪さであったり、身体のバランスの悪さがあったりしますので、まず、理学療法士が支援にあたらせていただいたり、作業療法士が手先の訓練にあたるなど全体のバランストレーニングをする中で視機能の部分も行っていく必要があるかと思います。ADHDの方で身体のバランス、運動機能のトレーニングから成果を挙げているという例もあります。視機能スタッフは公的な資格ではないので、視機能スタッフをここに特記するよりも「理学療法士等」と書いたほうがよいのではないのでしょうか。

【議長】

視機能スタッフが公的な資格ではなく、普及していないので記載しないほうがよいのではないかとこの意見が出ましたが、いかがですか。

【副議長】

視機能スタッフが国家資格ではなく、かつ、認定資格でもないということですが、視機能スタッフがとても重要であるという理由で部会や全体会議の意見があれば記載をしてよいと思います。一方で、まだまだ知られていない視機能スタッフというものを意見として記載するのはどうかという意見もあります。その論点で議論していく必要があるかと思います。

【こども部会代表】

市内に視機能スタッフの方がいらっしゃらないということは聞いておりましたが、視機能スタッフの方の支援が十分に受けられない状況があるという意見が部会の中でありましたのであげさせていただきます。

【副議長】

計画にどう活かすかは計画策定委員会で判断していただくことになりますので、意見としてあげてもいいと思います。

【議長】

副議長、委員、こども部会代表から意見をいただきました。大変重要な課題であることに違いはありません。どのように意見に入れるかを協議したいと思います。

【議長】

視機能スタッフについて意見が出ております。視機能スタッフの役割が重要であるということに変わりはありませんが、皆様ご意見はございませんか。

【D委員】

部会では但馬で視機能スタッフが少ないという状況を知ったうえで、意見として出されているので意見として入れていいと思います。

【C委員】

視機能スタッフの方が少ないという状況であるなら、その方の専門的な知識を他の支援者が学ぶ機会を設けることのほうが現実的ではないかと思います。意見の中に「人材育成を図る」とありますが、今いるスタッフのスキルアップのために専門的なことを学ぶ機会を作るということ意見を意として入れてはどうかと思います。

【B委員】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は療育センターでトレーニングの方法としては身に付けることはできます。但馬で視機能スタッフというものは存在しないと思います。視機能スタッフの大切さは認識しておりますが、専門性というところは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で対応していくことはできます。学校や園、放課後児童クラブ等で学ぶ機会、伝える機会を持つということは可能かなと思います。視機能スタッフを養成するのは難しいと思いますので、意見に記載しなくてもよいのではと思います。

【副議長】

資料2 P. 5 視機能スタッフの説明で「視機能の問題から困難が生じる方々がいる」とありますが、この説明は間違いないでしょうか。

【B委員】

ADHDの方で視機能の課題がある方が、そこに注目してトレーニングをすることで少し軽減されるということはありません。全般的な、根本的な障害の解消にはなりません。

先ほど説明しました県内にいらっしゃる視機能スタッフは、眼科にいらっしゃる方ですので、視機能スタッフの養成をするのであれば眼科をお願いしていく流れになるのではと思います。

【副議長】

視機能の問題が「読み・書き・運動・落ち着きのなさ・注意」などの問題の一番の原因となるのかどうか確認したいです。視機能の問題の説明が発達障害に対する誤解を招く可能性があるのであれば、部会代表の方や専門的な方のご助言を得て、どういう表現にするのかを会長と副会長に一任いただきたいと思います。

【議長】

視機能スタッフを意見として入れるかどうか、入れる場合の表現については、会長、副会長に一任いただけますか。

＜異議なし＞

そのほかの項目について、意見はございませんか。

＜意見なし＞

(3) 相談支援グループの要綱への位置づけについて

【社会福祉課】

3月に開催しました全体会議において、相談支援グループの要綱への位置づけについてご意見をいただきました。10月に開催する全体会議で相談支援グループの位置づけについて整理することとしておりました。

今年度開催されました相談支援グループの会議にてグループとしての意見をまとめていただき、運営会議でもご意見をいただきました。

その意見の取りまとめにつきましては、自立支援協議会事務局から報告をお願いします。

【自立支援協議会事務局】

相談支援グループをどのように要綱へ位置づけるかを相談支援グループ、運営会議で協議を行いました。相談支援グループでは、当初、「相談支援部会」として要綱へ位置づけるという意見がありましたが、最終的には、相談支援グループの役割は、地域課題の抽出を行うことであり、既存の部会とは役割が異なることを要綱に明記する、部会かグループかという名称には拘

らないという意見にまとまりました。

この意見を運営会議に報告し、運営会議で改めて検討しました。運営会議には会長にご出席いただきご意見をいただきました。役割が異なるので同じ名称としないほうがよいのではというご意見をいただきました。

最終的に運営会議では相談支援グループは既存の部会とは役割が異なるため、名称は相談支援グループとし、地域課題の抽出を行うという役割を要綱に明記するという意見にまとめ、市へ報告させていただきました。

【社会福祉課】

市では、相談支援グループ、運営会議での意見を踏まえ、当日資料としまして（資料４）要綱改正案を配布させていただきました。

ご確認をお願いいたします。

【議長】

前回の全体会議では、この要綱の改正について十分に議論ができていないのではないかとというご意見もあり、今回の全体会議で結論を出すこととなっております。皆様からご意見をいただきたいと思います。

<意見なし>

【議長】

意見がないようですので、この改正案で進めていただきたいと思います。

4. その他

<意見なし>

【議長】

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

5 閉会

【社会福祉課】

会長、円滑な議事進行ありがとうございました。

閉会にあたりまして副会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

<副会長あいさつ>

【社会福祉課】

これをもちまして閉会とさせていただきます。

次回の会議は平成 30 年 3 月を予定しております。あらためましてご案内させていただきます。